

特別養子縁組における自己決定支援

—児童相談所の若年未婚妊娠支援事例についての一考察—

○ 上智大学大学院人間総合科学科社会福祉学専攻前期課程 氏名 武田 玲子 (008749)

キーワード：自己決定支援、特別養子縁組、児童相談所

1. 研究目的

児童相談所（以下児相）は、児童虐待及び非行に関して介入と支援の相反する役割を担うため、実際の支援において保護者の自己決定支援と子どもの権利擁護が、時に対立するテーマとなる。日本社会福祉士会の倫理要綱における行動規範においては「(原則5) 自己決定支援の尊重—③自己決定が重大な危険を伴う場合、あらかじめその行動を制限することがあることを伝え、そのような制限をした場合には、その説明をしなければならない。」と定められており、「(原則6) 意思決定能力に応じた支援—③自らの業務がパターンリズムに陥らないように自己点検」が明記されている。

児童虐待・非行への対応の場合、児相は保護者の意向とは異なる介入を実施することが多いため、法的根拠を説明し、自己点検が必要である。また、保護者の自己決定と、子どもの権利擁護の2つの視点が対立する場合、その調整、統合が支援上の課題となる。

本報告では、上記の児童虐待、非行と重なる部分があるが、特殊性もある「特別養子縁組をめぐる自己決定支援」を取り上げる。報告者が児相で関わった若年未婚妊娠事例（母親が10代～20代前半）を整理し、特別養子縁組の課題を分析する。

2. 研究の視点および方法

児童虐待に関しては、当事者協働参画型のソーシャルワークアプローチにより介入から支援を目指す試みが行われている。これはストレンクス視点により保護者や子どもと目指すものを共有し自己決定を支援するプロセスといえる。

若年未婚妊娠の事例においても同様のアプローチは有効と考える。しかし、特別養子縁組は、実親の自己決定、子どもの権利擁護に加え、養親の自己決定、司法の判断により成立する。平成26年5月に厚労省通知「養子縁組あっせん事業の指導について」が出されたが、民間養子縁組あっせん機関による支援方法は多様な現況である。

研究方法は、筆者が過去に児相で関与した複数の若年未婚妊娠事例の支援経過を整理し、その特徴と特別養子縁組の課題の一端を明らかにする。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮については「日本社会福祉学会 研究倫理指針」に沿った。筆者が児相在籍中に関与した若年未婚妊娠の支援事例複数を取り上げるにあたって、個人が特定できないよう4事例に統合・改編した。事例報告は本テーマに関わる、児相と関係機関の支援経過に焦点を当てたものとする。

4. 研究結果

児相で関与した若年未婚妊娠事例について、相談経路、関係機関の関わり、特別養子縁組成立経過を以下に4事例を整理した。特別養子縁組について、実母が事前相談の意思を持っていれば民間養子あっせん機関、もしくは児相に出産前に相談する方法がある。児相経由の場合、熊本の「こうのとりのゆりかご」例のように遺棄に近い場合、児童虐待と同様に関係機関からの通報で介入により、関わりが始まる。

- ①児相への通報による場合、実父が不明もしくは不在で、実母に養育意志がなく、環境上からも養育困難と判断される場合、子どものベスト・インタレストの視点で、里親もしくは特別養子縁組を検討する。実母に対し、縁組里親の委託、子どもの福祉のための特別養子縁組についての説明を行い、同意を得る。審判が出るまでの期間も、児相は母と連絡を取り、子どもの様子の報告を行い、特別養子縁組について実母の意志の再確認を行い、家裁に報告を行う。特養成立後も里親継続される場合には、里親サロン、訪問、心理支援など児相支援が継続する。
- ②民間養子あっせん機関経由の特別養子縁組の場合、児相は、児童福祉法 30 条の「同居児童の届け出義務」の調査でかかわる。この場合実母の自己決定に関して、児相は関わる機会はなく、養親の養育に関する支援も限定的で、特養成立後は一般的な養育支援の利用となる。
- ③実母の養育意志がある場合、支援方法を提示し、一時的には、乳児院、母子生活支援施設などの利用をへて、実母や親族、関係機関と協働して家族再統合を目指す。
- ④出産前に実母から特別養子縁組の相談がある場合、必ず特別養子縁組に至るとは限らない。出産後に、親族の支援が得られるように変化する場合があり、実親の自己決定に際し、養育意志の変化、養育環境の変化など再アセスメントが必要である。

5. 考察

児童虐待と同様に、若年未婚妊娠の支援においても、当事者参画のアプローチにより自己決定支援を試みる事が重要である。しかし若年者は福祉サービスに関する情報量が非常に少ないので、自己決定するための予防教育、情報提供（性教育・CAP・相談機関の周知）が併せて必要と考えられる。

特別養子縁組成立後、実母は関係機関との関わりがほぼ途切れて、結果的に性産業等に組み込まれ、妊娠を繰り返す例もみられる。実母が孤立しないように、女性相談、障害支援、生活保護などの連携により選択肢を提供し、実母の自己決定を支援することは、乳幼児の虐待、予期せぬ妊娠の再発予防につながると考える。

特別養子縁組は、実母、養親、関係機関が子どもの幸せを目標に、何度も自己決定を積み重ねて成立する。しかし、現状の特別養子縁組件数は少なく、社会的理解が乏しいため、養親子は孤立しやすい。専門的支援ができる児相の人材育成、里親支援機関及び民間養子あっせん機関の充実に加え、保育園・幼稚園・学校などの一般的な子育てに関わる機関においても養親子の理解と支援が望まれる。